

能勢町子どもの生活に関する実態調査を踏まえた
今後の施策展開について

平成 29 年 3 月

1. 能勢町子どもの生活に関する実態調査

【調査概要】

(1) 調査目的

能勢町における子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家族に対する対策について検証を行うため、子どもの生活に関する実態調査を大阪府及び能勢町を含む府内13市町と共同実施。

(2) 調査概要

調査対象	小学4～6年生の児童(187人)/中学1～3年生の生徒(238人) 小学1～6年生の保護者(345人)/中学1～3年生の保護者(238人) 未就学児(3～5歳児)の保護者(116人うち認定こども園72人、保育所44人)
調査方法	小学校、中学校、認定こども園、保育所を通じて児童、生徒、保護者に調査票を配布・回収し回答を得たもの。児童、生徒については、学校において調査票を記入し回収したもの。
実施時期	平成28年9月上旬～9月20日
回収率・ 回収数	小学4～6年生の児童 91.4%(171人/187人) 中学1～3年生の生徒 97.1%(231人/238人) 小学1～6年生の保護者 77.7%(268人/345人) 中学1～3年生の保護者 77.3%(184人/238人) 未就学児(3～5歳児)の保護者 79.3%(92人/116人) ★認定こども園87.5%(63人/72人)保育所65.9%(29人/44人)

【調査結果概要（調査報告書より抜粋）】

（1）当該調査結果における困窮の程度の示し方

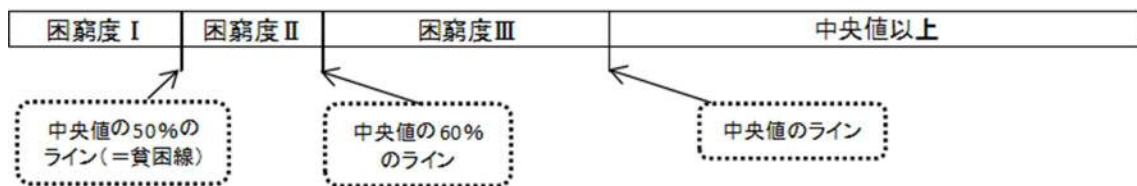
保護者から回答を得た世帯所得から等価可処分所得（世帯人員一人あたりに調整した額）を試算し、困窮の程度を4つに分類。

	区分	比率
中央値以上	等価可処分所得中央値(214万円)以上の層	50.3%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満から60%(128万円)以上の層	28.7%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の50%(107万)以上60%(128万円)未満の層	4.0%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の50%(107万)未満の層(=貧困線未満)	17.0%

【参考】困窮度

←(等価可処分所得)低い

高い→

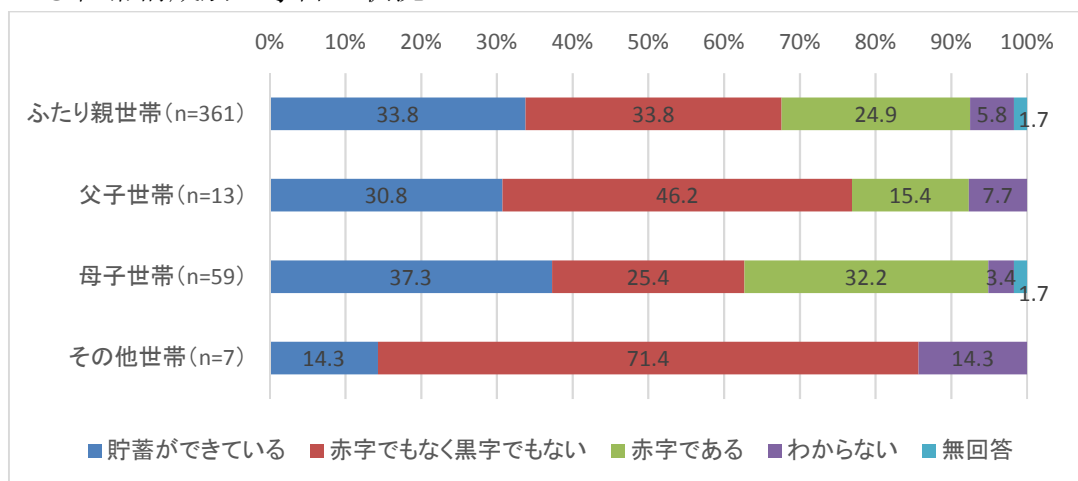


（2）調査結果からわかったこと

1. 家計・収入に関すること

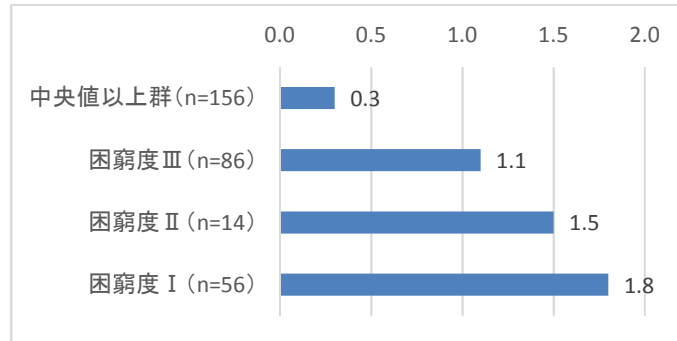
■母子世帯において、家計の状況は赤字である割合が高くなる。

○世帯構成別の家計の状況



■中央値未満において、子どもに関して経済的にできなかったことが多い。

○困窮度別の、子どもに経済的な理由でできなかったことの平均

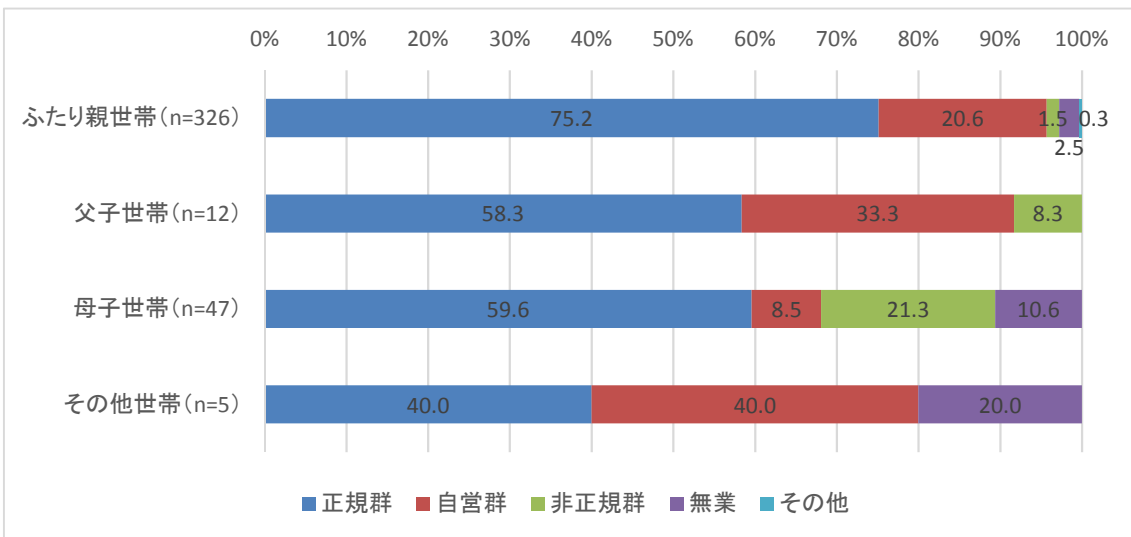


現行施策	
ひとり親世帯、生活困窮者を対象に様々な手当や助成制度等により支援を実施。	
児童手当、児童扶養手当、福祉医療費助成（ひとり親家庭医療費助成）、就学援助費、生活困窮者自立支援制度 など	
課題	
ひとり親世帯が経済的に厳しい状況にある。また困窮世帯が生活困窮者自立支援制度（府）を有効に活用できていないことが考えられる。	

2. 親の就業に関すること

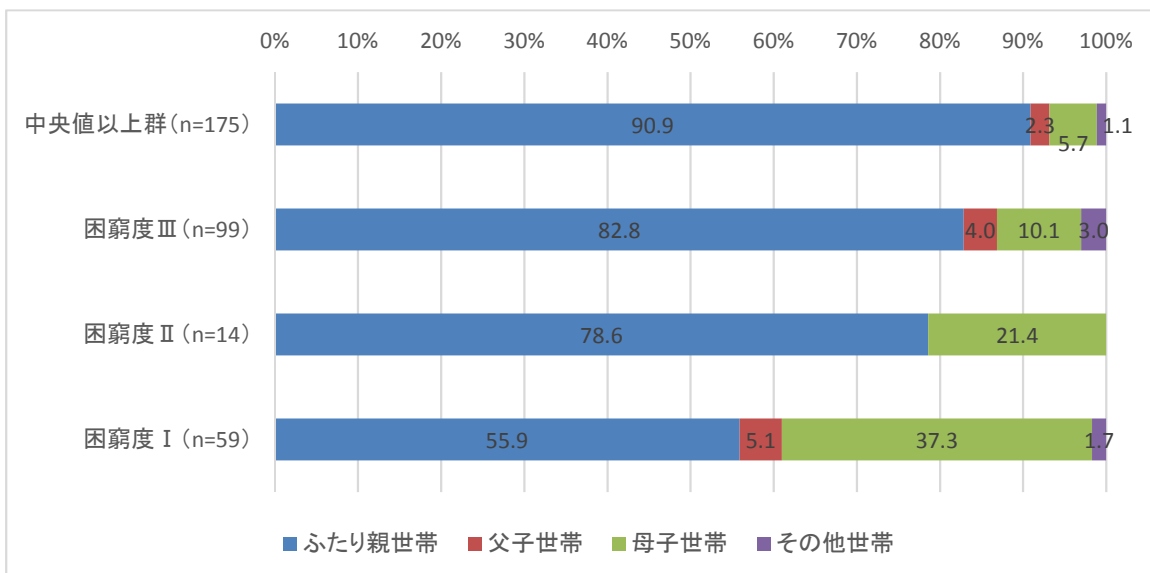
■ひとり親世帯において、正規群の割合が少なくなる。

○世帯構成別の就労状況



■ 困窮度が高まるほど、ひとり親世帯の割合が高まる。

○ 困窮度別の世帯構成

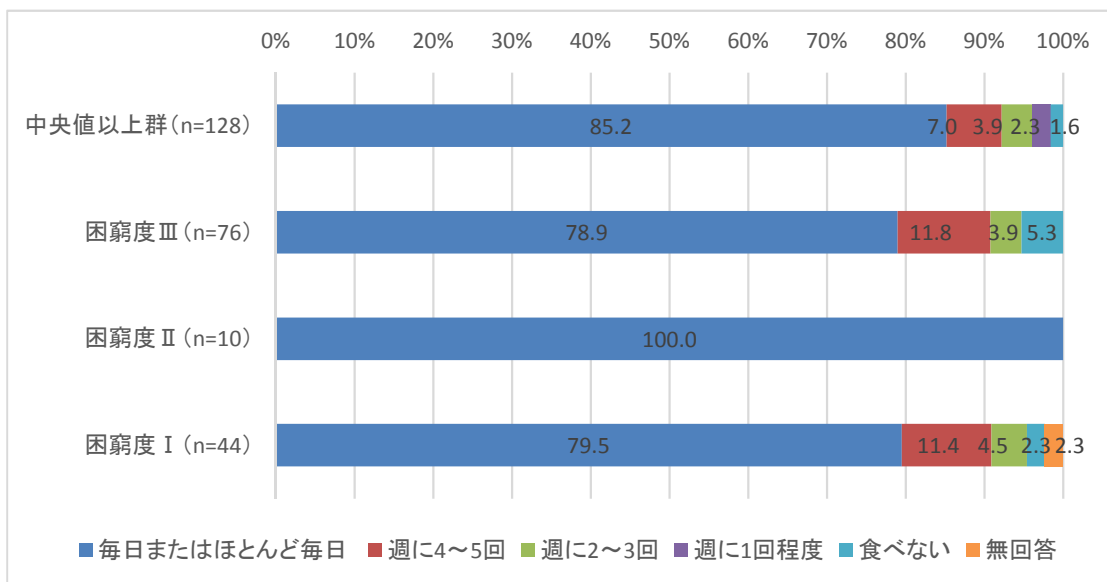


現行施策
就業支援については、ハローワークの活用や地域就労支援センター等により支援を実施。
課題
ひとり親世帯（特に母子世帯）が経済的に厳しい状況にあるが、就業支援に関する町独自施策の実施は困難であることから、府事業等の有効活用が求められる。

3. 食事に関すること

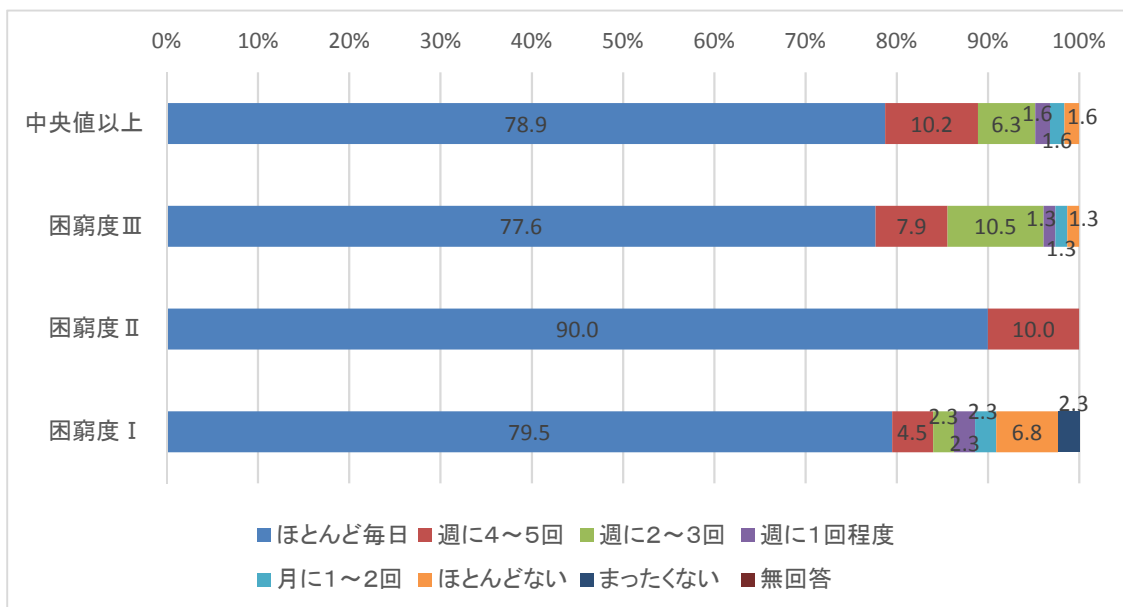
■ 困窮度世帯は、朝食を毎日摂取する割合が低い。

○ 困窮度別の朝食摂取状況



■ おうちの人と一緒に夕食を週に2~3回以下しか食べていない割合が全体的に約1割。

○ 困窮度別のおうちの人と一緒に夕食

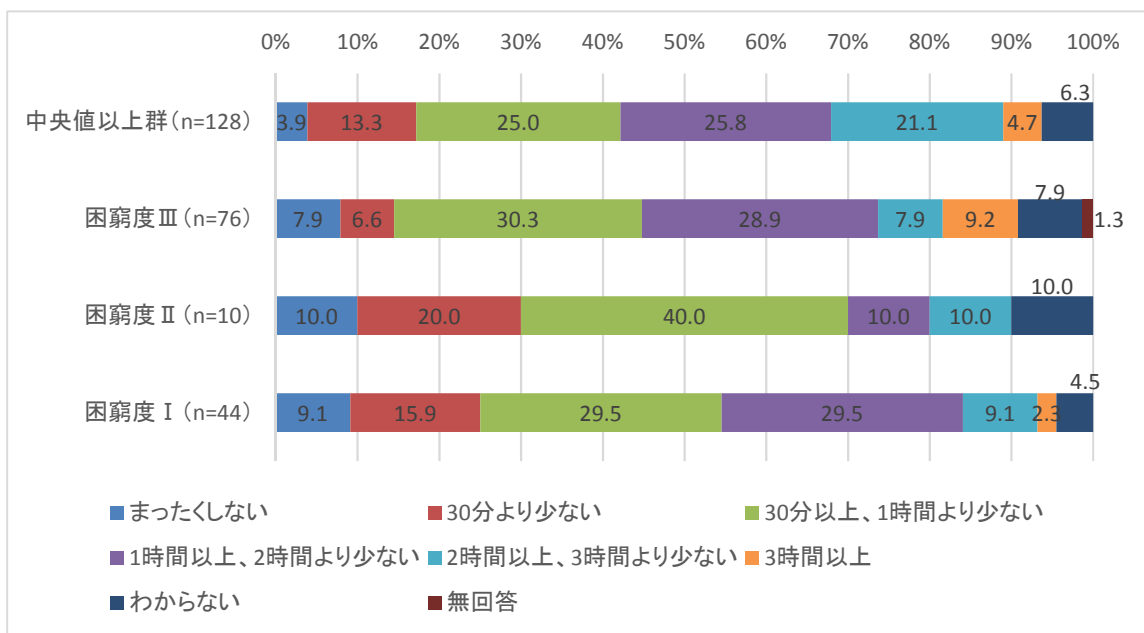


現行施策
食育食農推進計画（平成 28 年度）に基づき関係機関の連携し、子どもの栄養改善だけでなく、食を通じた心の健全育成を図る。
課題
朝食を毎日食べていない子どもが、中央値以上で約 1 割、困窮度が高まるほど 2 割を超える。
おうちの人と一緒に夕食を週に 2～3 回以下しか食べていない割合が全体的に約 1 割。毎日おうちの人と夕食を食べる割合は、7 割程度。

4. 子どもの教育に関すること

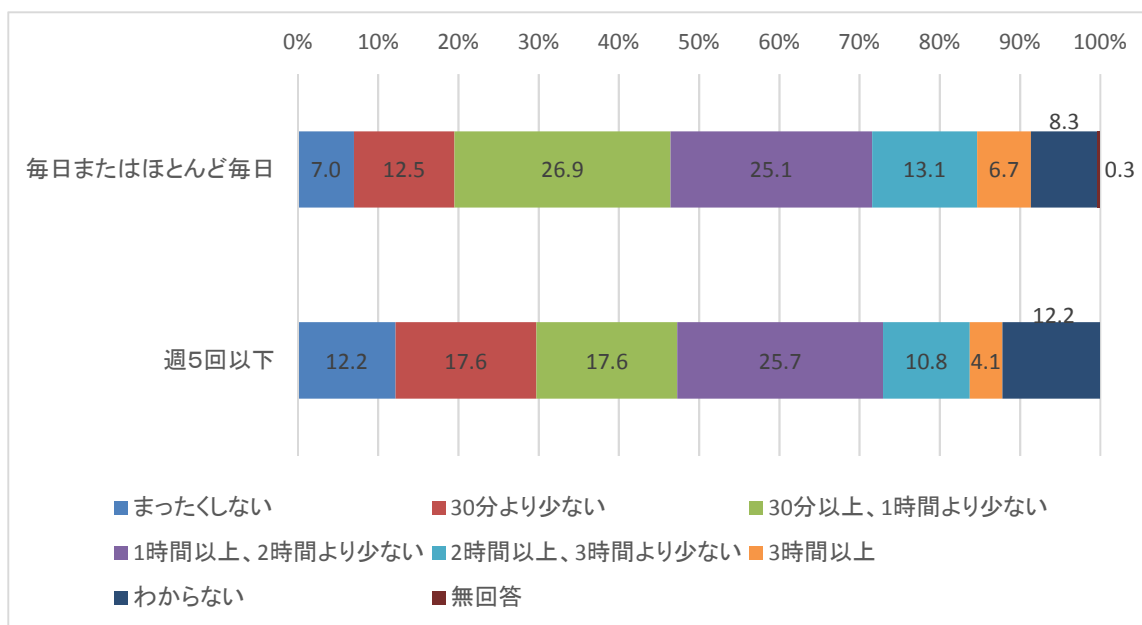
■ 困窮世帯ほど、授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の傾向が強まる。

○ 困窮度別の勉強時間



■朝食を毎日食べる世帯ほど、授業時間以外の学習習慣も身につけている傾向がある。

○朝食を毎日食べるかと、勉強時間

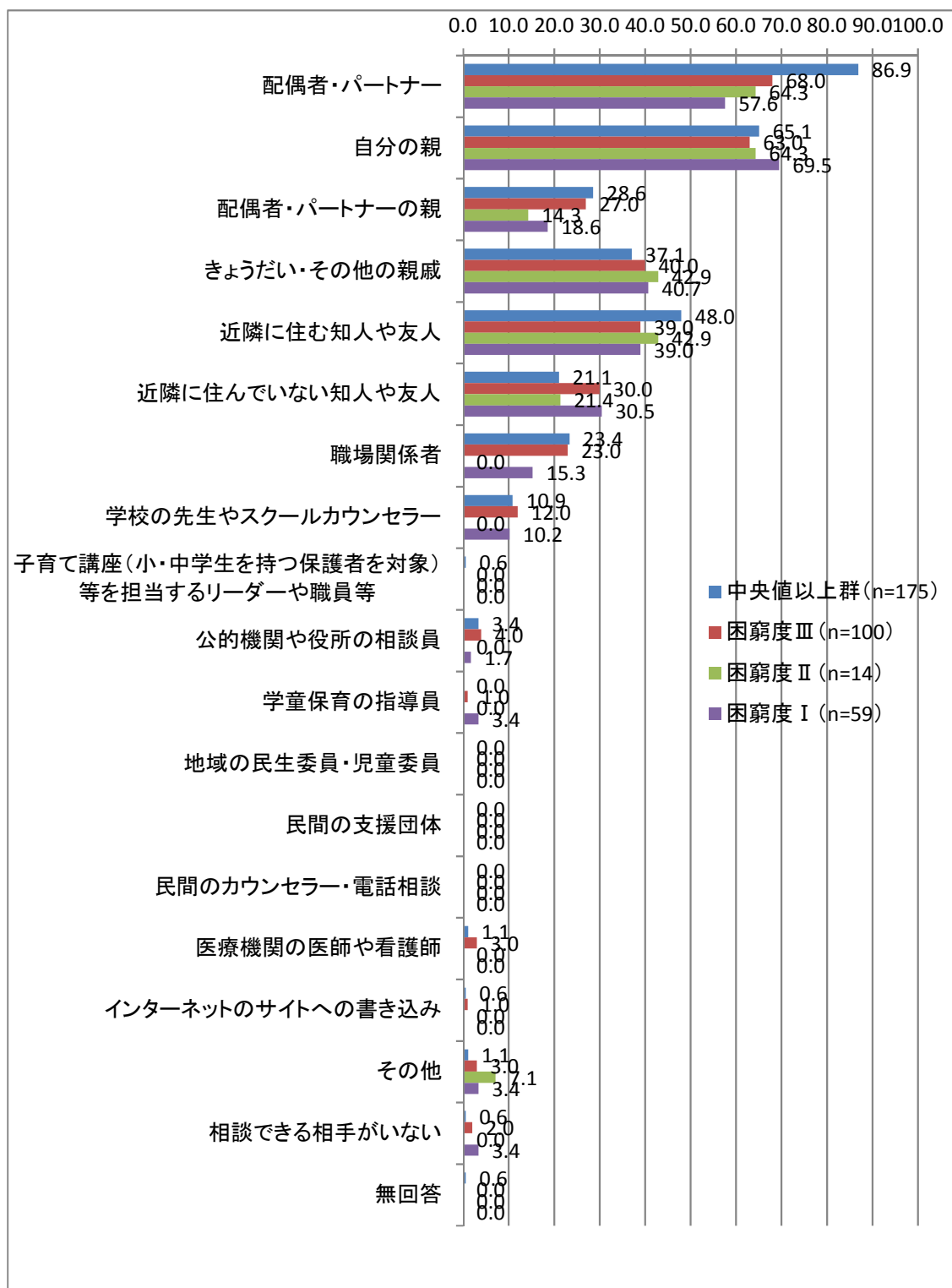


現行施策
<p>新学校（能勢小学校、中学校）において、「アフタースクール」「グローバル能勢」等の取組みを推進している。特に「アフタースクール」においては「自立学習プログラム」「自主学習室」を実施している。</p> <p>また府の事業を活用しSSW、SCを配置し、課題解決に取り組んでいる。</p>
課題
<p>困窮世帯または課題のある家庭において、子どもの教育に係る環境が整っていない。またSSW、SCを配置し課題解決に取り組んでいるが、府の事業であることから、配置日数に限りがある。</p>

5. 親への相談支援に関すること

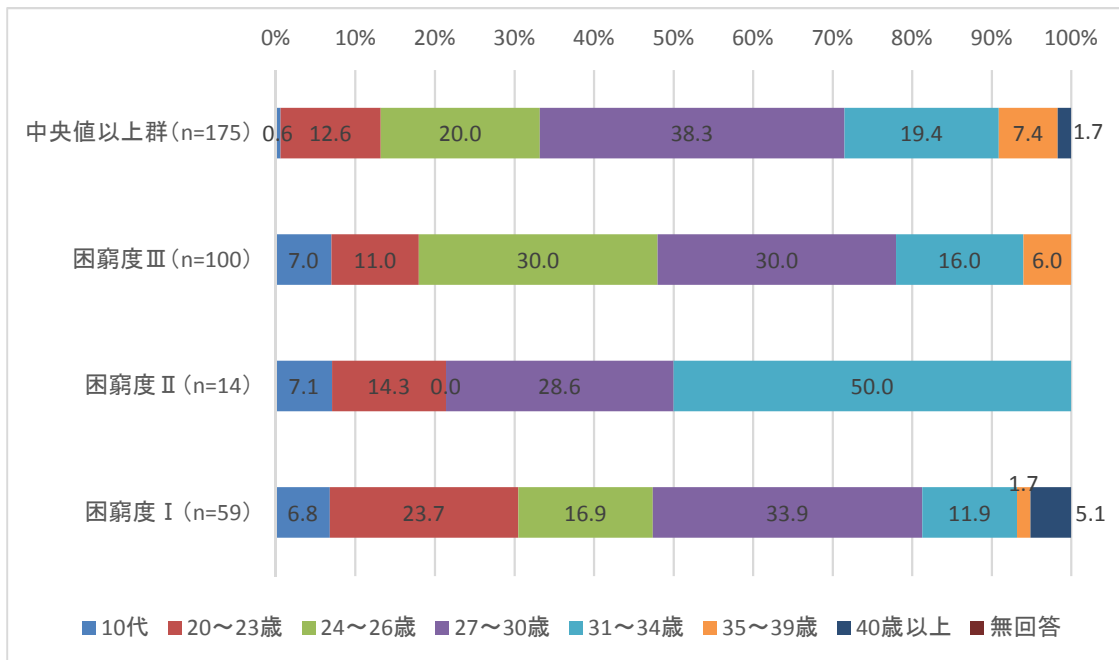
■保護者の相談相手については、学校、公的機関への相談割合が低い。

○困窮度別の相談相手の割合



■ 困窮世帯においては、はじめて親となった年齢が低い傾向がある。

○ 困窮度別の、はじめて親となった年齢



現行施策
<p>妊娠期から子育て期における相談支援等を実施。</p> <p>母子保健事業、地域子育て支援センター、乳幼児家庭全戸訪問、児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会、SSW、SC など</p>
課題
<p>公的機関への相談割合が低い。妊娠期からの切れ目のない支援体制の確立。また支援が必要な家庭に対する体制の整備。</p>

2. 能勢町子ども・子育て会議における検討結果について

年月日	検討内容
平成 28 年 7 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの生活に関する実態調査実施について、次の項目について説明。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査目的 ・ 大阪府及び府内市町村と共同実施 ・ 調査対象 ・ 調査時期 ・ 調査票（調査項目） ・ 調査結果の公表 ➤ 子どもの生活に関する実態調査の結果をしっかりと把握し、福祉と教育が連携した支援、官民連携・NPO等を活用した地域ぐるみの施策や事業の構築をめざしていくことを確認する。
平成 28 年 12 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの生活に関する実態調査結果（単純集計）について、能勢町及び大阪府の単純集計結果を比較説明。 ➤ 子どもの生活に関する実態調査結果を踏まえた今後の施策展開について説明。 ➤ 大阪府の結果と能勢町の結果については、回収率の差もあり単純に比較するのではなく、各々の結果を見て、特に能勢町の結果において、府と比較して、低い項目に着目するだけでなく、良い面も見ていく必要性を確認する。 ➤ 単純集計結果の実態から、学校をプラットフォームとして、地域と社会とつながる仕組みづくりが必要であることを確認する。
平成 29 年 2 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの生活に関する実態調査（報告書）については、取りまとめが遅れており、中間とりまとめにて意見聴取を行う。 ➤ 実態調査（中間とりまとめ）概要と現行施策及び課題、取り組みの方向性について説明。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の取り組みの方向性 →福祉部局内に児童福祉、母子保健の拠点として（仮称）子どもの未来応援センターを設置し、

	<p>福祉と教育が連携した子育て・家庭教育支援体制を整備することについて確認する。</p> <p>→子どもの居場所づくり、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことを確認する。</p> <p>➤ 能勢町が有する子どもの資源、地域性特性を有機的につなげていくことについて確認する。</p> <p>➤ 能勢町子ども・子育て支援事業計画の変更について説明</p> <p>→実態調査結果を踏まえて、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」における教育・保育施設に関連する見込み量について見直しを行う。加えて実態調査結果のアウトプットとして新たに実施する事業(子育て・家庭教育支援事業、利用者支援事業等)について、事業内容及び量の見込みと提供体制を計画に追記する。</p>
--	---

※(別添1) 参照: 能勢町子ども・子育て会議について(設置根拠・構成表)

3. 能勢町子どもの生活実態調査調整会議における検討結果

年月日	検討内容
平成 28 年 8 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 調整会議の設置目的を説明。 ➤ 子どもの生活に関する実態調査実施について、次の項目について説明。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査目的 ・ 大阪府及び府内市町村と共同実施 ・ 調査対象 ・ 調査時期 ・ 調査票（調査項目） ・ 調査結果の公表 ➤ 貧困の連鎖を断ち切る就労支援策の必要性を確認する。 ➤ 子育て世代包括支援センター(母子保健法)と児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備（児童福祉法）に向けた検討を行い、スクールソーシャルワークの必要性を確認する。
平成 28 年 12 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの生活に関する実態調査結果（単純集計）について、能勢町及び大阪府の単純集計結果を比較説明。 ➤ 子どもの生活に関する実態調査結果（単純集計）を踏まえた今後の施策展開について説明。 ➤ 単純集計結果で判断するのではなくクロス集計結果にて実態把握する必要性を確認する。 ➤ 学校プラットフォーム化と並行して就労支援も検討していくことを確認する。 ➤ 子育て・家庭教育支援事業及び利用者支援事業（子育てつながり支援事業）等の新規取り組みの実施に向けた事業内容等について検討する。 ➤ 次年度の事業化に向けた予算措置について、福祉部局と教育委員会の連携を確認する。
平成 29 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子ども・子育て会議での検討結果及び実態調査（中間とりまとめ）概要と現行施策及び課題、取り組みの方向性について説明。

	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部局と教育委員会が連携して取り組む今後の施策の方向性について検討する。 →福祉部局内に児童福祉、母子保健の拠点として（仮称）子どもの未来応援センターを設置し、子育て・家庭教育専門員（SSW）を配置すること、そのうえで福祉と教育が連携した子育て・家庭教育支援に取り組むための具体的な内容を協議する。 →子どもの居場所づくり、妊娠期からの切れ目のない支援（利用者支援事業）の実施に向けた具体的な内容について協議する。 ▶ 今後の施策展開を踏まえた整備計画の記載内容について次の項目について協議する。 <ul style="list-style-type: none"> 「切れ目なくつなぐ」 →具体化として子育て・家庭教育支援事業、子育てつながり支援事業を構築。 「教育と福祉の連携」 →本調整会議の継続的な実施と（仮称）子どもの未来応援センターの設置。 「地域とのつながり」 →地域企業と連携した就労支援の検討、自治会加入率が高い地域特性を生かした自治会及び民生委員児童委員等との連携強化。
--	---

※（別添2）参照：能勢町子どもの生活実態調査調整会議設置要綱

4. 子どもの生活に関する実態調査結果を踏まえた取組の方針

次の3つの視点をもって取り組みの方針とし、その基盤として学校のプラットフォーム化めざすこととする。

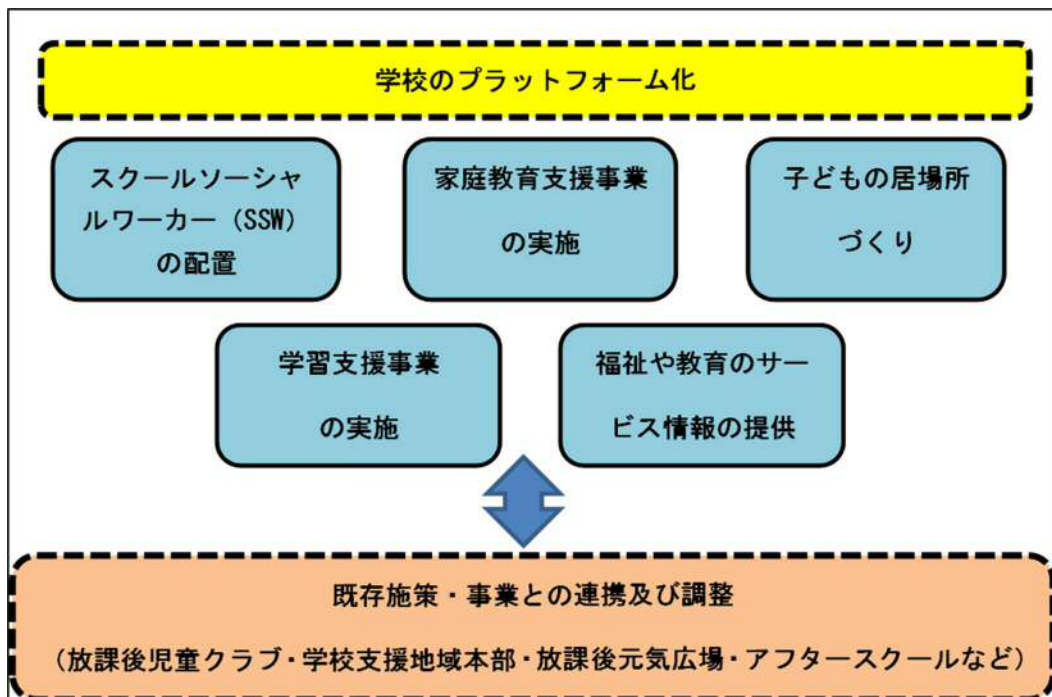
【3つの視点】

- 「切れ目なくつなぐ」
- 「教育と福祉の連携」
- 「地域とのつながり」

学校をプラットフォーム化とすることによって、能勢町子どもの生活に関する実態調査結果により明らかになった子どもを取り巻く実態に対して

- ◇ 子どもの生活習慣と学習習慣に対する支援
- ◇ 子どもに対する相談体制、居場所づくりの強化
- ◇ 保護者が子どもに対して関心を高めるための支援
- ◇ 保護者に対する相談（生活・就労・虐待）等の支援

などの支援方策を展開する。



5. 能勢町子ども・子育て支援事業計画の変更

能勢町子どもの生活に関する実態調査結果を踏まえて、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」における教育・保育施設に関連する見込み量(資源量)について見直しを行った。加えて実態調査結果のアウトプットとして実態調査結果を踏まえた今後の取組の方針を具体化するために実施する事業(子育て・家庭教育支援事業、利用者支援事業等)について、事業内容及び事業量の見込みと提供体制を次のとおり計画に追記(関連部分のみ抜粋)するもの。

●変更内容(抜粋)

1) 利用者支援事業の追加

→平成 29 年度から「利用者支援事業（母子保健型）」を活用して、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報の集約・提供、相談等を実施する「子育てつながり支援事業」に取組むことから、本計画に位置付けるもの。

⇒第 4 章 目標実現のための施策の展開 3. 子どもとともにすべての住民が安心してくらすことのできるまちづくり ①子育てに関する情報発信 に「利用者支援事業（子育てつながり支援事業）」を次のとおり追記。

事業名	事業内容・今後の方向性
利用者支援事業（子育てつながり支援事業）	子育て支援の事業に係る情報の集約・提供、相談等を実施することにより、「親同士」「地域」「行政」が有機的につながることによって、妊娠期から子育て期における母親等の社会からの孤立の防止等に取り組めます。

⇒第5章 目標事業量の設定 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 「利用者支援事業」を次のとおり追記。

⑬ 利用者支援事業

事業内容	教育・保育施設や地域の子育て支援の事業に係る情報の集約・提供、相談等を実施します。				
見込み量 (箇所数)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	—	1	1	1
供給体制	保健福祉センターに（仮称）子どもの未来応援センターを設置し、利用者支援事業に取組みます。				

2) 子育て・家庭教育支援事業の追加

→子どもの生活に関する実態調査の結果等を踏まえて、平成29年度より「子育て・家庭教育支援事業」を実施することから、計画に位置付けるもの。

⇒第4章 目標実現のための施策の展開 3. 子どもとともにすべての住民が安心してくらすことのできるまちづくり ②すべての子どもが生活しやすい環境づくり に「子育て・家庭教育支援事業」を次のとおり追記。

事業名	事業内容・今後の方向性
子育て・家庭教育支援事業	SSW（スクールソーシャルワーカー）を町事業により配置し、未就学児、低学年層をターゲットとした家庭教育支援（家庭教育支援員による全戸訪問）を実施する。

3) 病後児保育事業に関連して、平成29年度より、町内保育施設において、体調不良児対応型の病児保育を実施することから、計画に位置付けるもの。

⇒第5章 目標事業量の設定 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ⑨「病後児保育事業」に次のとおり追記（下線部分）。

⑨ 病後児保育事業

事業内容	病院・保育所等に付設された専用スペース又は児童の家庭等において、看護師等が一時的に保育等する事業。				
利用状況	平成 25 年度（実績）			平成 26 年度（見込み）	
	0			0	
見込み量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	153	149	141	138	133
供給体制	ファミリー・サポート・センター会員への専門講習を実施し、病後児保育サービスの拡充を検討します。 <u>児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保育施設において、安心かつ安全な体制を確保し、通所する児童に対して保健的な対応等を図る。</u>				

- 4) 教育・保育事業に関連する地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制について、見込み量と実績と大きく乖離している項目について時点修正を行うもの。

⇒第 5 章 目標事業量の設定 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 ⑦「一時預かり事業（就学前児童）」及び⑧「延長保育事業」における平成 28 年度以降の見込み量を修正。

⑦ 一時預かり事業（就学前児童）

事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所・認定こども園において保育を行う事業。				
利用状況	平成 25 年度（実績）			平成 26 年度（見込み）	
	63			76	
見込み量 （利用のべ 人数）	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	4,376	1,900	1,900	1,900	1,900
供給体制	一時預かり事業を実施し、未就園児の保育ニーズに対応します。保育所・認定こども園で実施します。				

⑧ 延長保育事業

事業内容	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日及び利用時間外の日及び時間に、保育所・認定こども園において保育を行う事業。				
利用状況	平成 25 年度（実績）		平成 26 年度（見込み）		
	26		25		
見込み量	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	41	80	80	80	80
供給体制	11 時間以上の開所・園を実施し、働く子育て家庭を支えます。 保育所・認定こども園で実施します。				

6. 子どもの生活に関する実態調査結果を踏まえた取組の方針及び子ども・子育て支援事業計画の具体化

(1) 事業展開

子どもの生活に関する実態調査結果を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画の具体化を図るとともに、学校のプラットフォーム化をめざして、能勢町ならではの施策、事業を、

「子どもが創る明るい未来推進事業」

(3か年計画：平成29年度～平成31年度)

として展開する。

また「母子保健法」及び「児童福祉法」の平成29年4月1日改正も踏まえ、子育て世代包括支援センター並びに専門職を配置することなどによる児童家庭等に対する拠点（子育て世代包括支援センターと児童家庭等に対する拠点は兼ねることが出来る）を整備する取組みの具体化として、保健福祉センター(福祉部局)に「子どもの未来応援センター」を設置する。

▶ 平成29年度の取組み(ホップ)

学校のプラットフォーム化の具体化として、特に未就学児、低学年層をターゲットとしたSSW(スクールソーシャルワーカー)を町事業により配置し、加えて家庭教育支援(家庭教育支援員による学期に一度の全戸訪問)を実現する。こどもの居場所づくりとしては、既存ストックを活用した、長期休暇における給食の提供をパイロット的に実施し、次年度に向けた効果検証を行う。

また妊娠期から子育て期における母親等への支援については、「親同士」「地域」「行政」が有機的につながることによって、社会からの孤立の防止等に取り組む。

➤ 平成 30 年度の取り組み (ステップ)

平成 29 年度の取り組み実績を踏まえてさらなる事業展開を図る。※子どもの居場所づくり、学習支援事業の具体化を検討。

➤ 平成 31 年度の取り組み (ジャンプ)

2 か年間の取り組み実績を踏まえ、学校プラットフォームの具体化、また事業の効果測定を行い、次年度以降の事業展開に反映させる。

➤ 3つの視点「切れ目なくつなぐ」「教育と福祉の連携」「地域とのつながり」の具体化

「切れ目なくつなぐ」

子育て・家庭教育支援事業、子育てつながり支援事業を実施することによって切れ目ない支援策を構築する。

「教育と福祉の連携」

庁内関係部局（福祉担当・教育担当・労働担当）及び関係機関による調整会議として設置した「子どもの生活実態調査調整会議」を今後展開する施策、事業を評価検討する機関として継続的に開催するとともに、平成 29 年度に「子どもの未来応援センター」を設置することにより福祉と教育が協働連携した体制を整備する。

「地域とのつながり」

地域企業と連携した就労支援の検討、自治会加入率（80%以上）が高い地域特性を生かした自治会及び民生委員児童委員等との連携強化を図る。

（2）平成 29 年度実施事業の内容

① 子育て・家庭教育支援事業

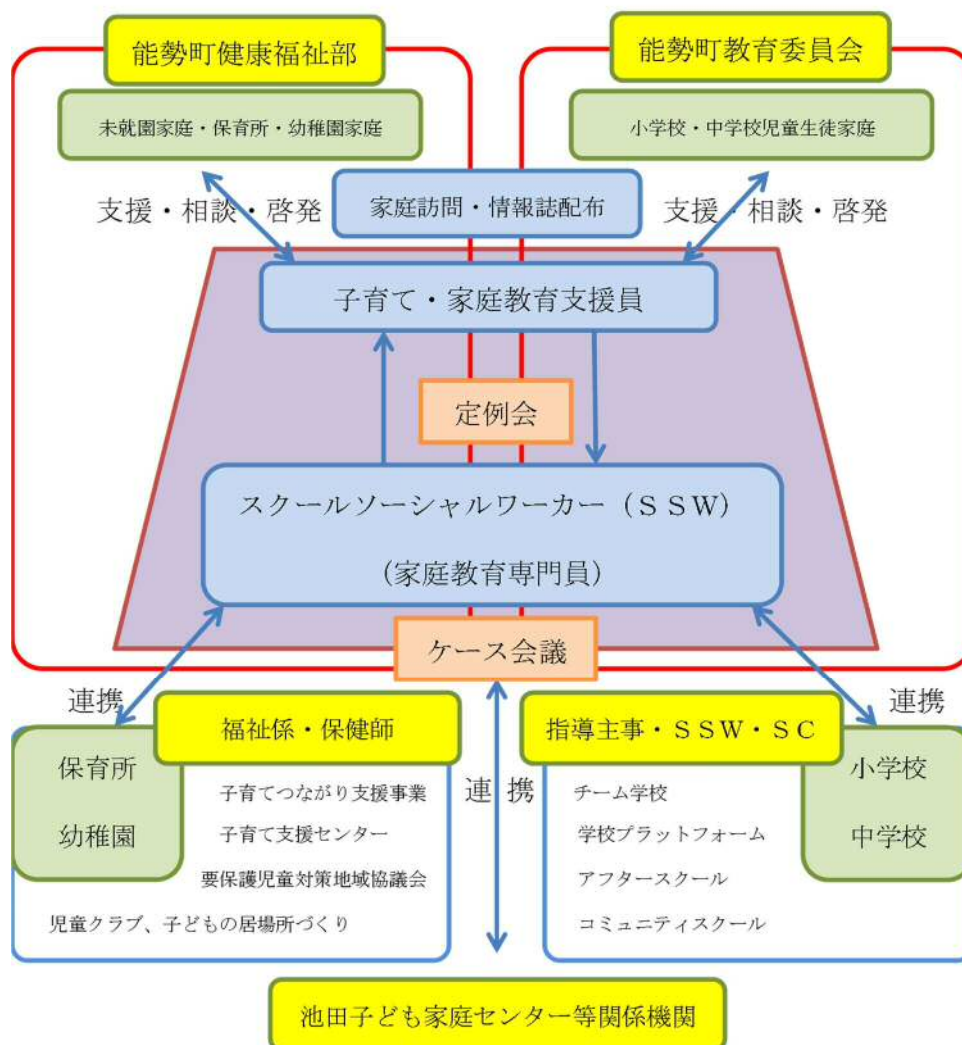
子育て世代包括支援センター並びに専門職を配置することなどによる児童家庭等に対する拠点の整備として、「子どもの未来応援センター」を保健福祉センター内に設置する。「子どもの未来応援センター」は、相談窓口を一本化（保

健福祉センター1階) し、子育て・家庭教育専門員 (SSW・支援リーダー) 及び子育て・家庭教育支援員 (支援チーム員) を配置する。

主な事業内容としては、

- ・ 就学前児童 (5歳児) 及び小学校低学年 (1～3年) の全家庭の訪問
- ・ 情報誌の配布 (家庭訪問対象世帯に配布)
- ・ 保健師、子育て支援コーディネーター (心理判定員、作業療法士)、特に平成29年度実施する母子保健事業「子育てつながり支援事業」と連携
- ・ 教育委員会、小学校、中学校、保育所、子育て支援センター、幼稚園、高校などと連携
- ・ 要保護児童対策地域協議会との連携
- ・ ケース会議の実施

福祉と教育が協働連携した子育て・家庭教育支援体制



② 子どもの居場所づくり創造事業

学校の長期休暇中に給食提供を実施する。小中学校の給食室及びランチルームを活用し、パイロット的に事業を実施する。対象は小学生、80人とする。

町栄養士及び町給食調理員が給食提供業務を担う。

実施時期は夏休み期間の7/21～8/6間の3日間。事業効果を検証し、次年度以降の事業展開を図る。

③ 子育てつながり支援事業（利用者支援事業）

「親同士のつながり事業」は、妊娠期から子育て期にある母親等を対象に、体験講座や共食の機会を通じて親同士のつながりを促進させることにより、育児によるストレスの解消を図るとともに子育て期における社会からの孤立を防止するために取り組む。具体には、体験講座と共食を組み合わせた教室を年間12回開催する。

「行政の見守り事業」は、子育て支援モバイルサービスを活用し、予防接種や乳幼児健診等の案内、子育て情報の提供を行う。本事業によって、地域から孤立しがちな子育て期にある母親等を支援する。また保健師の担当制を導入することによって切れ目のない支援を行う。

(別添 1)

能勢町子ども・子育て会議について(設置根拠・構成表)

能勢町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、能勢町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募による者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、会長が必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

能勢町子ども・子育て会議構成員(平成28年度)		
【委員】		
	所属機関	氏 名
1	豊能警察署	藤本 憲司
2	能勢町医療機関	宇佐美 哲郎
3	能勢町民生委員児童委員協議会	小島 佐智子
4	能勢町PTA協議会	中橋 敏彦
5	能勢町障がい者福祉団体	八木 キヨミ
6	ボランティア団体(子育て支援)	畠 小百合
7	みどり丘幼稚園	三浦 瓊子
8	みどり丘幼稚園保護者会	中谷 悦子
9	能勢町教育委員	市村 依子
10	能勢小学校	萱野 喜一郎
11	能勢中学校	後藤 るみな
12	能勢高等高校	齋藤 友貴
13	能勢町立のせ保育所保護者会	太田 恵留美
14	公募委員	伊木 真由子
15	学識経験者	樺山 舞
【関係機関出席者】		
	所属機関	氏 名
1	大阪府池田子ども家庭センター	田村 栄次
【事務局】		
	所属機関	氏 名
1	能勢町健康福祉部	渡瀬 正幸
2		古畑 まき
3		西村 由紀子
5		大植 信洋
6		岩崎 賢太
7		瀬川 寛
8	能勢町教育委員会	辻 新造
9		花崎 一真

(別添2)

能勢町子どもの生活実態調査調整会議設置要綱

(設置)

第1条 能勢町における子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証するために実施する能勢町子どもの生活実態調査（以下「実態調査」という。）に関して必要な事項を協議することを目的とし、能勢町子どもの生活実態調査調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 実態調査の内容や結果に基づく分析に関すること。
- (2) 子どもの生活環境や学習環境に係る施策内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実態調査に関して必要なこと。

(組織)

第3条 調整会議は、次の機関等をもって構成する。

- (1) 能勢町健康福祉部健康増進課
- (2) 能勢町環境創造部地域振興課
- (3) 能勢町教育委員会生涯教育課
- (4) 能勢町教育委員会学校教育課
- (5) 大阪府池田子ども家庭センター

(事務局)

第4条 調整会議の事務局は、能勢町健康福祉部福祉課におく。

(会議の招集)

第5条 調整会議の開催は、事務局が招集する。

2 事務局は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者に会議への出席を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議に関する必要事項は、事務局が調整会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成28年8月15日から施行する。